No.	質問	回答
1	NITE-CHRIPでデータが多過ぎてダウロード出来ないとメッセージが出る場合はどのように対応すればよいですか?	CAS登録番号については米国化学会の一部門である Chemical Abstract Service(CAS)の知的財産であり、個人またはグループがダウンロードし、利用できるCAS登録番号は最大5000件と定められているため、CAS登録番号を5000件以上含む検索結果をダウンロードすることはできません。検索条件を見直し、検索結果が5000件以下にしていただくとダウンロードが可能になります。例えば、検索条件入力画面の<カテゴリーによる絞り込み>で「確認したい法律」にチェックして絞り込んだり、<キーワード検索>の名称欄等に調べたい物質の番号や名称等を入力して絞り込むことによって、リストの一部をダウンロードすることは可能です。
2.1	<質問 $1 > $ 安衛法-特化則の特別管理物質の物質一覧を検索するのによい方法はないでしょうか。 NITE-Chripでは特化則までは検索できても特別管理物質の記載が結果に載っておらず、また、厚労省や職場の安全サイトをチェックしても一覧としては出てきません。 特別管理物質が一覧化されていないのなら、それはなぜなのでしょうか(一覧化しがたい何か理由があるのでしょうか)。	<質問1> NITE-CHRIPでは、順次情報の充実を図っているところではございますが、法規制等における全ての分類について記載しきてれいる訳ではございません。安衛法の特別管理物質の掲載については、改善要望の貴重なご意見として受け取らせていただき、今後追加を検討させていただければと存じます。
2.2	< 質問2> 世界的に化学物質に対する規制が強化されており、種々の法規制物質リストに掲載される化学物質も日々増加していると思われるのですが、そういった化学物質が規制リストに掲載された後に対応を検討しても遅いのではと日々感じています。 そのため規制リストへの収載前に規制される検討がされている物質を検知したいと考えているが、何か良い手法はござれば事前検知の手法はであれば事前検知の手法にであれば事が、ス頂けるようであれば事前検知の手法にない。また、NITE chripではそういった法規収載予定の情報も閲覧できるようになっている、もしとまた、のでしょうか。もれとも海外の主要な法規(例えばREACHやTSCA)も含まれるのでしょうか。	<質問2> NITE-CHRIPでは、法規制等の施行前であっても対象物質が公示されているものについては、一部情報を掲載しておます(例えば、化管法については令和5年度分以降の排出量等の把握や令和5年度以降のSDS提供の対象物質を掲載しております。)。今後も海外法規制等を含め、情報の充実を図っていきたいと考えております。しかし、検討段階の物質までの掲載は行っておらず、今後の掲載予定も現時点ではございません。法規制改正等の動向を追う方法としては、法規制等の所管省庁から公表される情報を確認いただくか、「NITEケミマガ」においても情報を提供しておりますので活用をご検討ただけますと幸いでございます。

No.	質問	回答
3	NITE-CHRIPで安衛法の政令番号、CAS番号、物質名を含むリストを表示する方法はありますか?	法規制等の対象物質一覧については、政令番号、 CAS番号、物質名の組合せで表示させる機能は現時 のところございません。 今回のご意見は、改善要望として受け取らせていた だき、今後表示方法の改善を検討させていただけれ ばと存じます。
4	スライドP25~26 NITE-CHRIPで法規制から調べるでリストアップすると政令番号順に表示されます。 この政令番号の左のリンクボタンをクリックすると、政令番号等に対応する物質がCHRIP ID 及びCAS RN単位で表示される仕様です。 CAS RN単位で当該法規制リストの一覧を得ようとする場合 「政令番号等により表示する」の「化審法官報整理番号」と「CHRIP_ID 及び CAS RNにより表示する」で表示した時の「化審法官報整理番号」情報が無いため、「政令番号等により表示する」画面で政令番号毎にリンクボタンを押してリストを表示する必要がありとても面倒です。 また、要望となりますが当該物質が1種類の場合「化学物質から調べる」と同一の画面となり一貫性がありませんので統一した表示にして欲しいです。	ご指摘のとおり、物質リストの一覧をCHRIP_ID及びCAS RN単位表示させた場合、化審法官報整理番号等の情報が表示されない仕様になっておりご不便をおかけしております。政令番号等に対応するCAS RN単位の該当物質が1物質の場合における表示方法も含め、貴重な改善要望として受け取らせていただき、今後表示方法の改善を検討させていただければと存じます。
5	検索結果をダウンロードしエクセルで開くと文字 化けしています。また、CASNOが1991/8/7と日 付で表示がされます。原因は分かりますでしょう か?	ダウンロードしたTSV形式のファイルは、Excelのメニューバーの「ファイル」 - 「開く」から選択して開いていただくと正しく表示されると考えられます。詳細については、以下のURLからNITE-CHRIPユーザーマニュアルのP.21以降をご参照ください。https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/html/manual.html

No.	質問	回答
6	NITE-CHRIPで、海外法規制TSCAなどの情報記載もされていますか。情報のない海外法規制はありますか。	NITE-CHRIPではTSCAを含む海外法規制の情報を掲載しておりますが、全ての海外法規制を掲載できている訳ではございません。NTIE-CHRIPが掲載対象としている法規制等については以下のURLからご確認いただけます。https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/sltLst
7	p64でご説明いただきました 業界団体 現在 登録されている団体を教えていただけますか ま た 業界団体に加盟されていない事業体は個社判 断以外であるでしょうか	説明が不足しており申し訳ございません。P.64の内容は、業界団体が「NTIEケミマガ」を購読することよって法改正等の動きを追うことができるという趣旨でございます。申し訳ございませんが、登録者情報の公開は行っておりませんのでご了承ください。
8	クリエイトシンプルでは、産業衛生情報ACGIH情報、物理的特性についての入力が必要でいつもそこに苦労します。	
9		置換位置が不定の物質やポリマーの物質の多くは、 現在、NITE-CHRIP及びJ-CHECKに構造式検索用の MOLファイルを登録していないため、現時点ではこれらの物質については構造式検索ができません。構 造式ファイルを登録していないため、構造式を入力 し部分検索という方法でも検索ができませんので、 化学物質名称でご検索ください。

No.	質問	回答
10	JAPANチャレンジプログラムのデータはありますが、詳細データのリンクが無い場合があります。 OECDデータなど記載があるもののデータ参照の 方法はありますか。	J-CHECKに掲載されている「Japanチャレンジプログラム」については、官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム推進委員会の公表資料を基に情報を掲載しており、個別物質については状況・詳細を把握しておりません。なお、J-CHECKの詳細結果画面の下段にeChemPortalへのリンクがありますので、もしかすると何らかの情報が得られる可能性があるかと存じます。
11	CAS RNや物質名で検索結果が表示されないときは新規化学物質と推察できますが、その場合は、 真偽を監督官庁へ問合せしても良いでしょうか。	特定の物質が特定の化審法番号に該当するかどうか (新規化学物質に当たるのか)は、原則としてその 物質について製造輸入等を行う事業者自身の責任に おいて判断する必要があります。また、NITEでは化 審法番号の検索サービスは行っておりません。 そのため、お問合せいただいたとしても新規化学物 質に該当するかについて判断しお答えすることはで きかねます。 もし官報公示名称に不明な点がある等の理由により 該否の判断ができない場合は、お取り扱いの物質の 構造情報(構造に基づく物質名称、構造式等)とと もに具体的な不明点等を添えてご質問ください。
12	クリップで複数の物質検索する場合、法令名、整 理番号、カテゴリ別、でリストを作成できますか?	検索条件入力画面の<カテゴリーによる絞り込み> において、目的の法令名やカテゴリにチェックを入 れて検索いただくことでリストを作成することがで きます。

No.	質問	回答
		J-CHECKでは優先評価化学物質の指定取消の根拠に
		ついては掲載しておりません。
		メタノール(通し番号90、CAS RN 67-56-1)は優
		- - - - - - - - - - - - - - - - - - -
	2022年3月にメタノール(67-56-1の優先評価化学	ものであり、以下のページから取消を検討した際の
	物質の指定が取り消されました。	審議会資料等をご確認いただけます。「1.スク
	J-CHECKには取消の根拠は示されていません。	リーニング評価について」>「スクリーニング評価
	取消根拠はデータベース化されないのでしょう	の実施状況」>「優先評価化学物質の見直しについ
	か?また、根拠を確認するにはどうすればよいで	て」の項をご確認ください。
	しょうか?	  ○化審法におけるスクリーニング評価・リスク評価
		(経済産業省HP)
		https://www.meti.go.jp/policy/chemical_manage
		ment/kasinhou/information/ra_index.html
		また、他にも以下のような場合に優先評価化学物質
		が指定を取り消されますが、それぞれの場合におけ
		る取消に関する資料も上記のページからご確認いた
		だけます。
		①数量監視を経て取り消される場合
13		上記ページの「2.リスク評価について」>「リス
15		ク評価の実施状況」 > 「製造・輸入数量の監視対象
		となる優先評価化学物質」
		②優先評価化学物質のリスク評価の結果、取り消さ
		れる場合
		上記ページの「2.リスク評価について」>「リス
		ク評価の実施状況」>「リスク評価(一次)評価Ⅱ
		等の実施」の表
		(例:通し番号89)
		  なお、毎年国から「優先評価化学物質のリスク評価
		ステータス」が公表されており、その中で、数量監
		視を経て取り消されたか、リスク評価等によって取
		り消されたかの情報も把握できますので、ご参照く
		ださい。
		スク評価の実施状況」>「リスク評価の実施状況の
		概要」
		https://www.meti.go.jp/policy/chemical_manage
		ment/kasinhou/information/ra_index.html#risk_as
		sessment_implementation_status

No.	質問	回答
	CAS RNが間違えなどを見直す機会はあるので	CAS RNについて誤りを発見された場合は以下のお
	しょうか。	問い合わせフォームからご連絡をいただけますと修
	また、安衛法、化審法、海外法規で別物質として	正させていただきます。
	登録されている化学物質がありますが、統一する	また、複数の法規制等において別物質として登録さ
	ケースはありますでしょうか。	れている物質について、同一であることが確認でき
	検索の結果、そのような物質を発見した場合、	た場合は統合を行うケースはございます。それら情
14	ユーザーから修正の提案をすることは可能でしょ	報についても、お問い合わせフォームからご連絡を
	うか。	いただけますと、NITEにおいて確認ができた場合、
		修正等させていただきます。
		お問い合わせフォーム:
		https://www.nite.go.jp/cgi-
		bin/contact/?cid=00000130⟨=0
4.5	法規制ではないのですが、紛争鉱物関連物質が表	NITE-CHRIPへの貴重なご意見と受け取らせていた
15	示される機能があれば便利と思います。	だき、今後追加を検討させていただければと存じま
		す。
	日頃、NITE-CHRIPを利用させていただいており	
1.0	ます。ところで、関連する法令についてですが拡	具体的な予定は申し上げられませんが、NITE-
16	張する予定はありますでしょうか。 具体的には	CHRIPへの掲載情報については今後も拡充を図って
	スライド5で示された法令で白ぬきの法令や輸出	いさたいと考えております。 
	入該否判定等です。	
	海外を含めインターネット上の化学物質データ	
	ベースのご紹介を頂きましたが、そのサイトから	申し訳ございませんが、NITEでは海外サイトの化学
17	個別物質を検索する方法が不慣れです。海外サイ	物質検索方法についての日本語マニュアル等の整備
17	ト化学物質検索方法の簡単な日本語マニュアルは	は行っておりません。また、個別に解説を行う等も
	ございますでしょうか。NITEに個別で問い合わ	現時点では行っておりません。ご了承いただけます
	せればご教示頂けますでしょうか。	と幸いです。
	M	
	違和感を覚えます。AJCSDではタイ・フィリピン	NITE-CHRIPへの貴重なご意見と受け取らせていた
18	等で麻薬等原料がヒットするため、CHRIPで肝心	だき、今後追加を検討させていただければと存じま
	の本邦の規制が調べられないことは如何かと思い	す。
	ます。	

No.	質問	回答
19	SDS交付義務化対象物質リスト(R3~R5)のモ デルSDSはいつ頃公表されるでしょうか。	NITE-CHRIPに掲載しているモデルSDSは厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」の情報を基に掲載しいるため、「職場のあんぜんサイト」において情報が公表された後のNITE-CHRIP更新時に追加されます。「職場のあんぜんサイト」の今後の公表予定についてはNITEでは回答ができかねますので、厚生労働省にお問い合わせいただきますようお願いいたします。なお、「職場のあんぜんサイト」内の以下のURLにてモデルSDSの更新履歴が公表されております。https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc01.htm#2
20	GHS分類結果は、政令名称に対応した政府による GHS分類事業で整備されたもの以外を確認する方 法はありますでしょうか?	日本以外の国においてもGHSの分類結果が公開されている場合があります。 例えばEUのCLP規則では有害物質の調和された分類及び表示(GHSに相当するもの)を定めています。 CLP規則の調和分類についてはECHA(欧州化学品庁)が運用するWebサイト、またはNITE-CHRIPからも確認することが可能です。 ただし、各国が採用している分類基準と、日本国内における分類基準との違い等により、各国と日本とではGHS分類結果が異なる場合があることにご注意ください。 なお、日本の「政府によるGHS分類事業」においては、日本産業規格(JIS Z 7252:GHSに基づく化学品の分類方法)に準拠した「政府向けGHS分類ガイダンス」に基づき分類が行われております。その他には化学品を製造しているメーカーから公開されているSDS等に記載されているGHS分類結果や試験情報を参照するという手法もございます。
21	先ほども質問がありましたが、法令拡張に関して、労働基準法の女性則にも対象化学物質があります。対応する予定はありますでしょうか。	現時点では具体的な掲載予定はございませんが、ご 意見はNITE-CHRIPへの貴重なご要望と受け取らせ ていただき、今後追加を検討させていただければと 存じます。

No.	質問	回答
22	混合物に関する適用法令を確認する場合、例えば、「物質○○が△△%以上含有されていれば、法令××に該当する。」のように、純物質でない場合の△△%といった情報(閾値)を知る方法につき、お教えいただけますでしょうか。また、貴社HPの何処に、Q&Aが掲載されているか、お教えいただけますでしょうか。  当方、途中参加の為、ご説明されたものであればご容赦願います。	例えば、安衛法のラベル表示・SDS交付義務対象物質など、一部の法規制については、NITE-CHRIPにおいて閾値を確認いただくことができます。閾値が定められているにも関わらず、それら情報が掲載されてない法規制等については、今後追加を検討させていただければと存じます。また、Q&Aについては以下のURLからご確認いただけます。https://www.nite.go.jp/chem/faq/nitequery.html
23	今後の要望としてですが、化審法番号と CAS 登録番号との照合のように、安衛法登録番号とCAS 登録番号の照合もしていただければと思います。。 また、食品衛生法に基づく情報として、食品添加物に該当する品目も反映していただけたら有難いです。	大変申し訳ございませんが、厚生労働省所管の労働 安全衛生法に関する照合については現時点では行っ ておらず、厚生労働省にお問い合わせいただければ と存じますが、ご意見は今後の改善要望として検討 課題とさせていただきます。 また、食品衛生法に基づく情報の拡充についても今 後追加を検討させていただければと存じます。
24	AJCSDで海外機関から登録されているデータは NITE-CHRIPへすべて反映されるのでしょうか。	AJCSDに登録されたデータはNITE-CHRIPにおいても登録されるため確認することが可能です。ただし、NITE-CHRIPにおいてはAJCSDへのリンクの掲載しております。 <外国法規制情報>のく東南アジア諸国連合 (ASEAN)>の項目からご確認いただけます。
25	CAC RNが設定されていないような非常に不安定な物質については基本法規制外になっていると考えてよろしいでしょうか。(具体的には、ウイルスの不活化剤として使用されるバイナリーエチレンイミンについて情報がなく困っています。)	CAS RNが設定されていないような物質についても必ずしも法規制に該当しないとは限りません。名称等からご判断いただくか、法規制等を所管する省庁や関連機関へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

No.	質問	回答
26	J-CHECKの審査シートは分解生成物の化審法届 出に用いることは可能でしょうか。	分解度試験で残留した変化物の蓄積性以降の評価に、新規公示物質の審査情報(審査シート)が使えるかというご質問かと存じます。 残留した変化物が新規公示物質である場合、新たに蓄積性評価のための試験等を実施せずに、原則、新規公示物質の審査結果から評価することが可能です。 新規化学物質の届出の際には、変化物の評価に関して、新規公示物質の化審法番号とともに、当該新規公示物質から評価する旨をブルーカードにご記載ください。また、変化物の報告書欄に試験物質情報として当該新規公示物質の審査シート(PDF)を添付してください。  ※以下、化審法に関するFAQのQ3-5もご参照ください。  https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kasinn_faq.html